

公共下水道

Q & A

愛 西 市

目 次

Q 1	下水道とは何ですか、なぜ必要ですか？	P 3
Q 2	流域下水道とは？	P 3
Q 3	流域関連公共下水道とは？	P 3
Q 4	愛西市の汚水整備計画は？	P 3
Q 5	受益者負担金等とは？誰が払うの？	P 4
Q 6	受益者負担金等はなぜ土地の面積で算定するの？	P 5
Q 7	市街化区域内の田・畑も受益者負担金を払うの？	P 5
Q 8	宅地内の家庭菜園・駐車場スペースはどうなるの？	P 5
Q 9	受益者負担金等の金額はいくらぐらいになるの？	P 5・6
Q10	受益者負担金等の支払い方法は？	P 6
Q11	受益者負担金等の納付途中に売買により土地の所有者が変わったら？	P 7
Q12	排水設備工事をする排水設備指定工事店とは？	P 7
Q13	知り合いの業者（指定工事店以外）に排水設備工事を頼みたいが？	P 7
Q14	宅地内の排水設備工事はだれが負担するの？	P 7
Q15	宅地内の排水設備工事はどんなことをするの？	P 8
Q16	雨水のほかに下水道に流してはいけないものは？	P 8
Q17	公共汚水ますの増設・移設が必要になったらどうするの？	P 8
Q18	既設の個別浄化槽（単独・合併・集中）のままではいけないの？	P 8・9
Q19	既設浄化槽の排水管やますは利用できないの？	P 9

Q20 受益者負担金等と宅地内の排水設備工事費はいくらかかるの？

モデルケースで説明して？

P 9・10・11・12

Q21 下水道に接続して不用となった浄化槽の処分はどうすればいいの？ P13

Q22 排水設備工事等で個人の費用負担が大きい、市からの補助金や

貸付制度はあるの？

P13

Q23 下水道使用料とは？

P13

Q24 下水道使用料はいくらぐらいになるの？

P13・14

今後の事業予定とお願い

P14

悪質業者にご注意



(1) 市のほうからき
ました。



(2) 契約するまで帰り
ません。

Q 1 下水道とは何ですか、なぜ必要ですか？

A 1 私たちは毎日の生活で炊事、洗濯、トイレ等から汚水を流していますが、その汚水を未処理のまま排水したのでは河川や海が汚れ、自然や生活環境をおびやかすこととなります。そのため、家庭や事業所等から排水される汚水を集めて安定した処理をする施設（下水道）が必要となるわけです。

Q 2 流域下水道とは？

A 2 2つ以上の市町の汚水を集めて1つの処理場で処理する広域的な下水道を言います。関連市町から出る汚水を集める下水道の幹線管きよ、中継ポンプ場（佐織・津島・弥富ポンプ場）、日光川下流浄化センター（弥富市上野町地内）は愛知県が建設し、維持管理を行います。

Q 3 流域関連公共下水道とは？

A 3 関連市町がそれぞれの市町内の下水道管を整備し、県の流域下水道の幹線管きよに接続するものです。愛西市は、津島市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町とともに日光川下流流域下水道に接続する流域関連公共下水道になります。



Q 4 愛西市の汚水整備計画は？

A 4 農業集落排水整備区域及びコミュニティ・プラント整備区域を除いた区域を公共下水道で整備する予定です。この公共下水道整備計画は、平成13年度に計画案の概要の閲覧を行い、手続きを経て平成15年度から下水道工事に着手し、令和14年度までの30年間で整備する予定です。

Q5 受益者負担金等とは？誰が払うの？

A5 下水道を利用できるのは、下水道管が布設された地域の方に限定されるため、下水道を利用することができる方に土地の面積に応じ受益者負担金等を市の供用開始告示後に納めていただくことになります。これは公共下水道建設費の財源の一部となります。

下記例1～例6を参考にしてください。

<p>例1 自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合</p>  <p>受益者 = Aさん</p>	<p>例2 借家、アパート、借間等</p>  <p>受益者 = Aさん</p>	<p>例3 借地の上に、自分の家建てて住んでいる場合</p>  <p>受益者 = AさんとBさんの話し合いで決定</p>
<p>例4 借地にアパート等を建てている場合</p>  <p>受益者 = AさんとBさんの話し合いで決定</p>	<p>例5 農地、山林、雑種地等</p>  <p>受益者 = Aさん</p>	<p>例6 借地を使用している場合</p>  <p>受益者 = AさんとBさんの話し合いで決定</p>

Q 6 受益者負担金等はなぜ土地の面積で算定するの？

A 6 下水道が整備されることによって、生活環境の改善とともに、土地の「利用価値」が高くなると考えられます。従って、受益の程度を計るにも土地の面積によって評価できますし、家屋と異なり建替え等による面積の変動がない点から考えても一番妥当性が強いため、土地の面積に賦課することになります。

Q 7 市街化区域内の田・畑も受益者負担金を払うの？

A 7 農地についても受益者申告書を送付させていただきます。土地の利用形態により下水道の利用が可能となるまで除外する特例措置（賦課除外制度）があり、認められますと、後々この土地が宅地化された時に負担金を納付していただくこととなります。

Q 8 宅地内の家庭菜園・駐車場スペースはどうなるの？

A 8 下水道を必要としない土地であっても、将来、より高度な土地利用は可能となります。供用開始区域内になった場合には、受益があったとみなすことができますので、受益者負担金等の対象となります。

Q 9 受益者負担金等の金額はいくらぐらいになるの？

A 9 受益者負担金等の算出根拠は、事業に係る建設費の一部を受益面積（下水道が利用できる土地の面積）で割る方法で、該当する土地に対して一度限りの賦課です。

算定金額は、**土地1平方メートル当たり400円**です。

たとえば、200㎡（約60.5坪）の土地ですと、8万円になります。

ただし、個人の専用住宅用の土地（営業用を除いた専ら居住の用に限る。）に限り、一画の土地*（注1）について25万円を上限とします。

会社、工場、店舗、賃貸住宅などの建物の土地にかかる受益者負担金等については上限が適用されませんが、繰延資産として必要経費に算入できる場合もありますので、税務署にご相談ください。

*（注1）1筆又は隣接する2筆以上の土地で一体をなしている土地の単位です。

Q10 受益者負担金等の支払い方法は？

A10 土地の公簿面積に400円/㎡を乗じた負担金等の額を12回に分け、3年間で納めていただきます。納期は、8月末・10月末・1月4日・2月末です。

200㎡（約60.5坪）の土地の場合、総額で8万円となり、3年分割で初回が7,400円、残り11回は6,600円をお願いすることになります。年額にしますと初年度は、27,200円、2年度・3年度は26,400円となります。

ただし、総額が12,000円未満の場合は、初年度に全額の支払いをお願いします。

なお、分割納付のほか、一括納付をしていただくこともできますが、前納報奨金はありませんのでご了承ください。

お支払いは、現金納付のほか便利な口座振替も所要の手続きのうえご利用いただけます。

Q11 受益者負担金等の納付途中に売買等により土地の所有者が変わったら？

A11 売買等により土地の所有者が変更になったときは、双方協議のうえ、受益者を変更することができます。受益者を変更するには、下水道事業受益者変更届の提出が必要となりますのでご注意ください。

Q12 排水設備工事をする排水設備指定工事店とは？

A12 上水道に指定給水装置工事業者があるように、下水道についても市が資格要件を定め、必要な知識・技能を習得している業者に対して排水設備指定工事店として指定をしています。

排水設備工事は、市指定工事店のみ行うことができます。別紙指定工事店一覧表でご確認ください。

Q13 知り合いの業者（指定工事店以外）に排水設備工事を頼みたいが？

A13 愛西市排水設備指定工事店以外の業者等に排水設備工事を発注されるのは、排水設備が市の定めた構造基準に合っているか確認ができないことや、定められた書類の提出がされない等、後々のトラブルの元になりますので、認めていません。指定工事店の登録を随時受け付けています。

Q14 宅地内の排水設備工事は誰が負担するの？

A14 宅地内の公共汚水ますより先（上流側）は個人の設備ですので、個人の負担で設置していただきます。

Q15 宅地内の排水設備工事はどんなことをするの？

A15 愛西市の下水道は、家庭等から出る汚水と雨水を分けて排除する分流式です。**公共汚水ますには汚水しか流せないため、雨水を流すことはできません。**

下水道が利用できるようになりましたら（供用開始告示後）、台所・風呂・トイレ等の排水が雨水と同じ管で排水されている場合は、汚水と雨水とに排水管を分けていただき、汚水を公共汚水ますに接続する工事が必要になります。

なお、雨水は今までどおり既設の側溝及び排水路に流すこととなります。

事業所、工場、病院、飲食店、ガソリンスタンド等の汚水については、除害施設を設置する義務があります。

Q16 雨水のほかに下水道に流してはいけないものは？

A16 ガソリンや灯油、シンナーなどの危険物、有害毒物や重金属などです。

また、排水管の詰まりの原因となる油（てんぷら油などの植物油・機械油）、野菜くず、水に溶けない紙なども下水道に流すことはできません。

Q17 公共汚水ますの増設・移設が必要になったらどうするの？

A17 市で公共汚水ますを1個設置しますが、その他（増設・移設等）の工事は、所要の手続きをしていただき私費での施工となります。

なお、増設された公共汚水ますは、市で管理します。

Q18 既設の個別浄化槽（単独・合併・集中）のままではいけないの？

A18 下水道法で、下水道が利用できるようになりましたら（供用開始告示後）、第11条の3第1項でくみ取り便所は3年以内に、第10条第1項でその他の施

設（水洗便所・風呂・台所等）は遅滞なく下水道への接続を義務付けています。

※ 愛西市では、「遅滞なく」は1年以内でお願いしております。

Q19 既設浄化槽の排水管やますは利用できないの？

A19 既設浄化槽の排水管やますは利用できないものが大半です。ただし、合併処理浄化槽の排水管やますは、一部利用可能なものもありますので、排水設備指定工事店にお尋ねください。

Q20 受益者負担金等と宅地内の排水設備工事費はいくらかかるの？モデルケースで説明して。

A20 宅地面積や建物の大きさ、水まわりの位置等で排水管の延長が違いますし、排水管を埋設する場所がコンクリート張りであれば、コンクリートの撤去費用なども加算されますので、標準的な工事費を算出することはできません。

排水設備指定工事店から見積書を依頼される際には、浄化槽の種類や、立地条件等によって違いがありますので、必ず図面を添付させ複数の排水設備指定工事店から見積りを徴取してください。

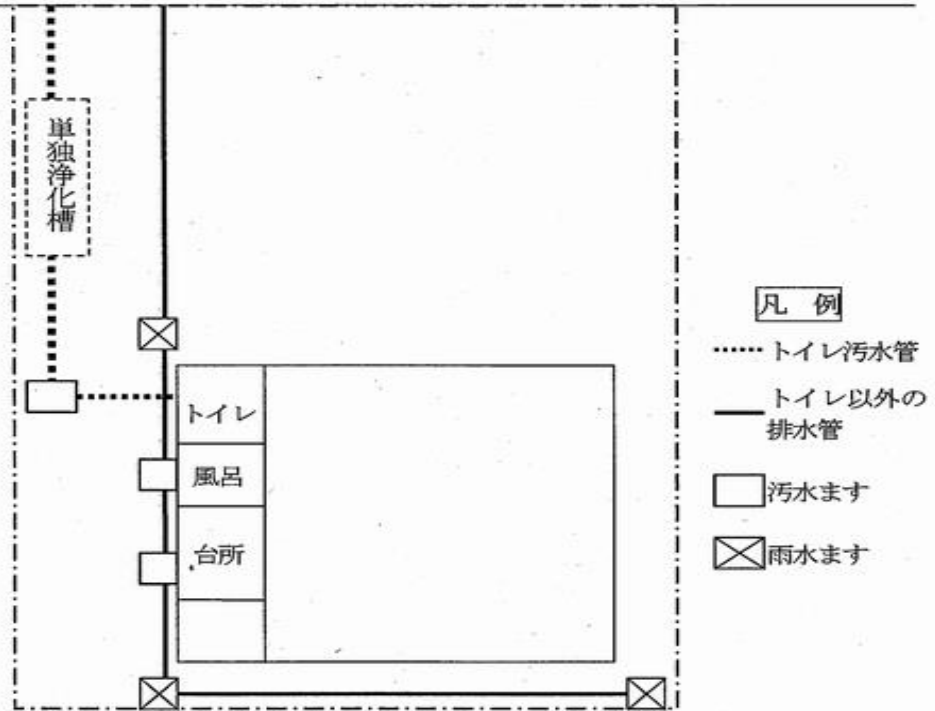
＝モデルケース＝

[接続前] 個別単独処理浄化槽

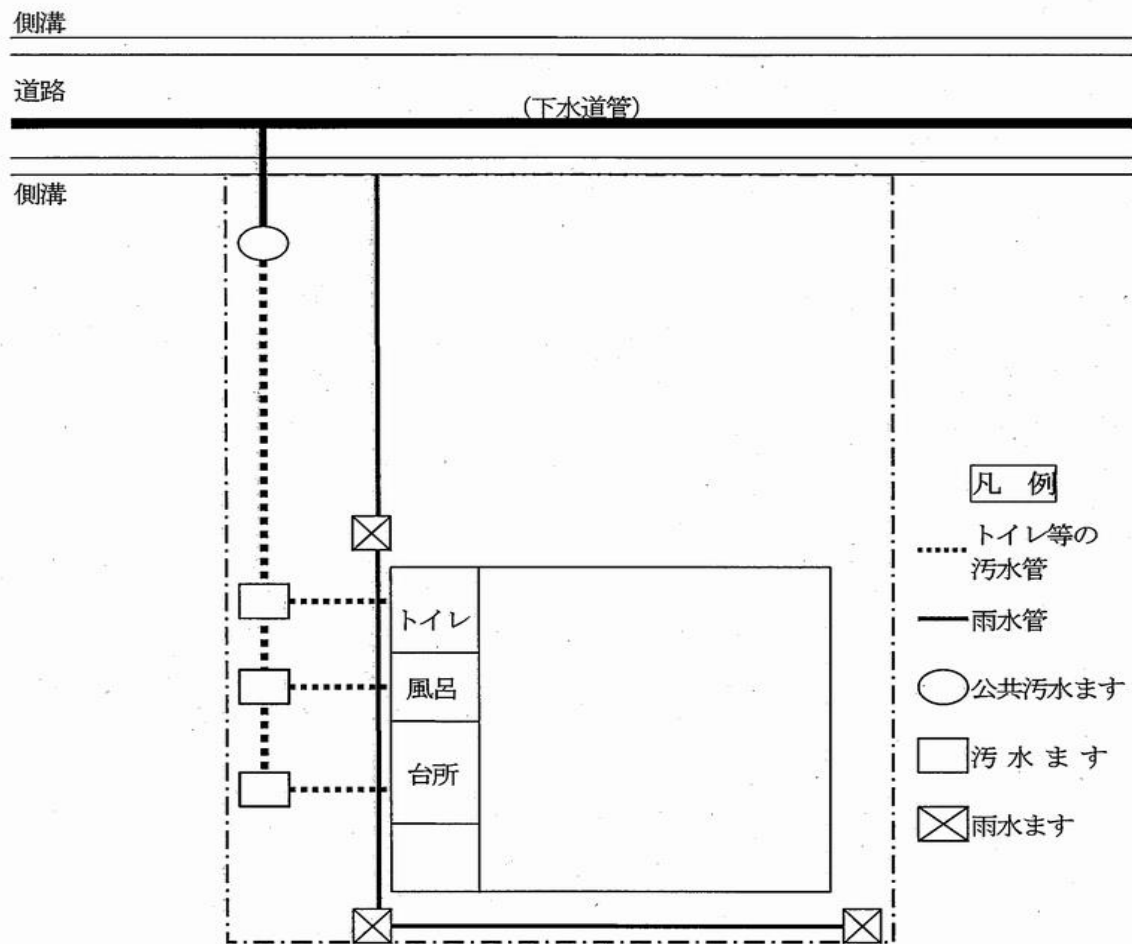
側溝

道路

側溝



[接続後]



○ 受益者負担金等は1平方メートル当たり400円

【設定条件】

ア 間口10m、奥行き16.5mの敷地面積165㎡ (約50坪)

イ 管布設延長は10m、掘削幅30cm、掘削深(平均)30cm

ウ 管布設箇所は厚さ10cmの無筋コンクリート張り

エ 既設排水管は雨水排水として再利用し、汚水ますは新規設置

オ 既設浄化槽は5人槽標準タイプ(幅1m長さ2.0m深さ1.8m)

清掃後撤去

* 愛西市排水設備指定工事店からの聞き取り調査(概算)による

【算出参考例】

①受益者負担金等 $165\text{ m}^2 \times 400\text{ 円} = 66,000\text{ 円}$

②排水設備工事費概算（税抜き）

名 称	単 位	数 量	金 額 (円)
コンクリート工事 (カッター・ハツリ・掘削及び埋 戻し復旧)	式	1	85,000
汚水ます設置 (材料代込)	箇所	3	30,000
汚水管設置 (管代込)	m	10	35,000
既設排水管接続・公共汚水マス接続	式	1	12,000
浄化槽清掃費	式	1	15,000
浄化槽撤去工事及び処理費	基	1	80,000
諸経費	式	1	60,000
合 計			317,000

③消費税額 $10\% \rightarrow 31,700\text{ 円}$

④概算合計 ①66,000円 + ②317,000円 + ③31,700円

合計414,700円

おことわり

上記はあくまでもモデルケースでの算定であり、土地の面積及び建物の立地条件等により、受益者負担金等及び排水設備工事費は異なります。

Q21 下水道に接続して不用となった浄化槽の処分はどうすればいいの？

A21 浄化槽内の汚泥等をくみ取り許可業者にてくみ取り後、内部を清掃したのち専門業者に撤去を依頼してください。また、雨水の再利用として、内部をくみ取り清掃後内部器材を撤去し、散水用ポンプを取り付けて雨水貯留施設として活用する方法があり、供用開始日から3年以内に転用する場合は、市が補助金を出しています。

Q22 排水設備工事等で個人の費用負担が大きい、市からの補助金や貸付制度はあるの？

A22 市からの補助金制度、貸付制度はありませんが、金融機関（あいち海部農協本店および愛西市内各支店、大垣共立銀行佐織支店、名古屋銀行愛西支店）からの借入に対して市が利子補給する制度がありますが、各金融機関で所得や年齢等の制限がありますので、事前に下水道課へお尋ねください。

Q23 下水道使用料とは？

A23 各家庭から排出された汚水をきれいにする経費（維持管理費）の一部にあてるもので、下水道の利用に対し上水道使用水量を基礎数値として算出し、上水道料金（愛西市水道事業及び海部南部水道企業団）と併せて納めていただきます。

Q24 下水道使用料はいくらぐらいになるの？

A24 使用料金表は次頁のとおりです。一般家庭で上水道を2か月間に50 m³使用されますと下水道使用料は、**8,250円**となります。

下水道使用料金表

種別	区分	排出量	1ヶ月につき
			消費税率10%
一般用	基本使用料	10m ³ まで	1,650.0円
	超過使用料 1m ³ につき	10m ³ を超え50m ³ まで	165.0円
		50m ³ を超え100m ³ まで	198.0円
		100m ³ を超え500m ³ まで	231.0円
		500m ³ を超えるもの	264.0円
一時使用	使用料 1m ³ につき		330.0円

*表中の使用料には消費税及び地方消費税を含みます。

*上水道水以外の井戸水や温泉水等を併用して使用している場合は、下記の表の排出量を上水道の使用水量に加算させていただきます。(2ヶ月当り)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
加算排出量 (m ³)	6	12	18	24	30	36	42

今後の事業予定とお願い

平成15年度から公共下水道事業に着手し、各地区において事業説明会・工事説明会・供用開始等説明会を開催してきました。

平成21年度末から、一部の区域において下水道が利用(供用開始)できるようになりました。これから、下水道工事を行う区域の方にも、事前に事業説明会・工事説明会・受益者負担金等説明会を開催しますので、ご理解ご協力をお願いします。

＊ 悪質業者にご注意

みなさまのご家庭を訪問し、排水設備（排水管・汚水ます）の清掃・点検・修理をおこなって、その場で代金を要求する業者がいますのでご注意ください。

公共下水道についてのお問い合わせ

〒496-8555

愛知県愛西市稲葉町米野308番地

愛西市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0567) 55-7124 (ダイヤルイン)

FAX (0567) 26-1011